

大阪北部地震・豪雨災害

被災者の声伝え対策要求

一部損壊支援を

党大阪市議団が市に申し入れ

大阪北部地震で被災した大阪市内の被災者支援をめぐり日本共産党大阪市議団（瀬戸一正団長ら9氏）は20日、「一部損壊等の被害を受けた被災者を支援する制度を緊急に整備する等の申し入れ」を、吉村洋文市長にしました。



申し入れ書を藤原危機管理監（右端）に手渡す党大阪市議団
20日、大阪市役所

大阪市内の家屋被害の実態は、半壊10棟、一部損壊538棟（20日現在）で、一部損壊の被害は震源地に近い東淀川区、淀川区、旭区に集中しています。被災者生活再建支援法では一部損壊は支援の対象外となっており、行政による支援もほとんどないなか、党市議団は「住宅の補修は自力では困難だ」「被災した借家や共同住宅の住人は転居を余儀なくされている」と、被災者の要望や実情などを伝え、「被災者の窮状に応える施策が緊急に必要となって

いる」と訴えました。申し入れは①一部損壊以上の被害を受けた住宅の補修に市独自の支給金制度をつくること②大阪市耐震診断・改修補助事業の適用条件を緩和し、一部損壊や半壊まで活用できる ようにすること③被災者の転居費用を支援する制度をつくることなど6項目。申し入れに対して藤原正樹危機管理監は「持ち帰って、検討させていただきます」と表明しました。

「一部損壊等の被害を受けた被災者を支援する制度を緊急に整備する等の申し入れ」